

小竹町燃料高騰対策運送事業者支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、燃料の高騰により運送事業者の経営に及ぼす影響を緩和し、社会インフラとして重要な運送事業者の経営の維持及び改善を図るため、町内で運送事業等を営む中小企業者に対し交付する小竹町燃料高騰対策運送事業者支援金（以下「支援金」という。）について、小竹町補助金等交付規則（平成13年小竹町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業をいう。
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。
- (4) 自動車運転代行業 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。）第2条第1項に規定する自動車運転代行業をいう。
- (5) 道路運送事業等 前各号のいずれかの事業をいう。
- (6) 運送事業者 道路運送事業等を営む法人又は個人事業者をいう。
- (7) 貨物軽自動車運送事業 貨物自動車運送事業法第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業をいう。
- (8) 町税等 町県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、小竹町内で現に本社、支社、営業所等を有する運送事業者で、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和28年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業者であること。
- (2) 令和4年10月1日時点において道路運送事業等に必要な許可又は認定を全て有し、交付申請時点において町内で道路運送事業等を実施していること。
- (3) 次条に規定する交付対象車両を有していること。

(4) 町税等を滞納していない法人又は個人。ただし、新型コロナウイルス感染症に係る措置により徴収猶予の適用を受けた場合は、この限りではない。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団の構成員でない者

(6) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者

(7) 宗教法人又は政治団体に該当しない者

（交付対象車両）

第4条 支援金の交付対象となる車両（以下「交付対象車両」という。）は、交付対象者が道路運送事業等の用に供するために所有し、又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用している車両（二輪を除く。）であって、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 自動車検査証において使用の本拠の位置が小竹町である車両

(2) 次に掲げる交付対象者が営む道路運送事業等の区分に応じ、それぞれに定める車両

ア 貨物自動車運送事業

イ 一般貸切旅客自動車運送事業

ウ 一般乗用旅客自動車運送事業

エ 自動車運転代行業

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、事業用車両として登録している車両1台につき2万円とし、1事業者につき上限を30万円とする。

（支援金の交付回数）

第6条 1事業者に対する支援金の交付回数は、1回限りとする。

（支援金の交付申請及び請求）

第7条 支援金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、小竹町燃料高騰対策運送事業者支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、別表に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 支援金の申請期限は、令和5年2月28日とする。

（支援金の交付決定等）

第8条 町長は、前条の申請があったときは、申請内容を審査し、支援金を交付することが適当であると認めるときは、小竹町燃料高騰対策運送事業者支援金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとし、もって交付の額の確定通知とみなす。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、前条に規定する交付決定が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、小竹町燃料高騰対策運送事業者支援金交付決定取消通知書(様式第5号)により当該支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支援金の交付を受けることについて不正な行為があったとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

(支援金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により支援金の交付を取り消した場合において既に支援金が交付されているときは、小竹町燃料高騰対策運送事業者支援金返還命令書(様式第6号)により返還を命ずることができる。

- 2 前項の規定により、支援金の返還の通知を受けた者は、通知を受理した日から90日以内に支援金を返還しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付された支援金に係る第9条及び第10条の規定については、同日後も、なおその効力を有する。